

(別紙3)

文化庁京都移転の機運醸成講座等の広報・運営業務
に係る委託候補者選定評価基準及び評価点

1 目的

この基準は、企画提案書の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価基準、評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

別表 企画提案書の評価基準及び評価点

(1) 評価基準

ア 業務体制・事業実績

評価項目		評価事項	評 価			備考
			A	B	C	
(ア)	業務実績	類似業務実績の有無（規模、内容等）、及び本事業に類似しているか	大半が類似している	一部が類似している	類似していない実績がない	様式3

イ 提案内容等

評価項目		評価事項	評 価					備考
			A	B	C	D	E	
(ア)	提案項目	提案内容の的確性	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	自由様式
		提案内容の実現性	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		事業への理解・知識	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		「役所の広報」を超えた提案であるか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案であるか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(イ)	業務実施方針	本業務における取組方針、取組体制は妥当であるか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(ウ)	業務実施手法	業務の進め方は妥当であるか	きわめて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	

ウ 見積金額

評価項目		評 価	備考
(ア)	見積金額	$\frac{\text{（受託希望者中の 最低見積額）}}{\text{（各受託希望者の見積額）}} \times 10 \text{ 点}$ ※ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※契約金額上限額を超える場合は失格。	様式4

エ 京都市公契約基本条例との関係

評価項目		評価事項	評 価	備考
(ア)	京都市公契約基本条例	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか	該当する（10点）／該当しない（0点）	

(2) 評価点表

評価項目		基準点			評価	評価点を記入	備考
		A	B	C			
ア 業務体制・業務実績		A	B	C			
(ア) 業務実績	類似業務実績の有無(規模、内容等)、及び本事業に類似しているか※	10	5	0			様式3
小 計		10点満点					
イ 提案内容等		A	B	C	D	E	
(ア) 提案項目	提案内容の的確性	10	8	6	4	2	自由様式
	提案内容の実現性	10	8	6	4	2	
	事業への理解・知識	10	8	6	4	2	
	「役所の広報」を超えた提案であるか	10	8	6	4	2	
	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、集客に効果が見込める提案であるか	10	8	6	4	2	
(イ) 業務実施方針	取組方針、取組体制	10	8	6	4	2	
(ウ) 業務実施手法	業務の進め方	10	8	6	4	2	
小 計		70点満点					
ウ 見積金額							
(ア) 見積金額		(受託希望者中の 最低見積額) / (各受託希望者の見積額) × 10点 ※ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※契約金額上限額を超える場合は失格。					様式4
小 計		10点満点					
エ 京都市公契約基本条例との関係							
(ア) 京都市公契約基本条例		該当する(10点) / しない(0点)					
小 計		10点満点					
合 計		100点満点					

※提出者側の錯誤により万ー2件以上の業務実績の提出があった場合、年度の新しいものから1件を評価対象とする。